

第1．反対尋問

- 1．学説の検討の、胎児に対する傷害を間接的に肯定するというのとはどういうことか。
- 2．なぜこの判例を引用したのか。
- 3．墮胎の意義及び墮胎罪の保護法益をどのように考えるか。

第2．立論

1．学説の検討

- (1) この点について、検察側はB説（母体一部傷害説）を採用している。
しかし、刑法上は墮胎の罪によって胎児の生命及び身体は独立して保護されているので、胎児を母体の一部とするB説は妥当でない。
- (2) また、妊婦が過って転倒したため胎児に傷害を与え、傷害をもって出生させた場合にも過失傷害罪ないし、過失致死罪が成立することとなり、処罰範囲が不当に拡大されてしまうという不都合が生じること、及び、過って母体内で胎児を死に致らしめた場合は過失墮胎として不可罰になることと比較して、傷害の程度はそれより軽いにもかかわらず、生きたまま出生してきたときは過失傷害罪、その後死亡したときは過失致死罪として処罰することとなり不均衡を生ずることから、A説（胎児傷害説）及びD説（生まれてきた人傷害説）も妥当でない。
さらに、母親の「健康な子供を出産する」という機能を傷害したとするD説（母体一部傷害説）はあまりにも技巧的だといわざるを得ず、妥当でない。
- (3) 思うに、前述の通り、墮胎の罪によって刑法上胎児の生命及び身体は独立に保護されているから、実行行為時に胎児であったものについては、墮胎の罪以外に成立する余地はないと解する。
- (4) したがって、弁護側はE説（胎児に対する傷害否定説）を採用する。

2．本問の検討

- (1) まず、前述のように、弁護側はE説（胎児に対する傷害否定説）を採用するため、B及びCは、化学製品を製造するという業務者たる地位に基づいて、業務上必要な注意を全うせず、周辺海域に科学物質を排出したことにより、丁を水俣病に罹患させ、その結果、丁を死亡させるに至ったものの、実行行為時に丁は胎児であったことから、かかる行為につき、B及びCに業務上過失致死罪（211条1項）は成立しない。
- (2) また、B及びCは丁の母親である丙の承諾を得ず、また丙から囑託されたことも無いので、丁を水俣病に罹患させ死亡させるという墮胎行為をなしていないことから、不同意墮胎罪（215条）の成立が考えられるも、B及びCには本罪の故意はなく、過失犯処罰規定が無いため不可罰となる。

3．結論

以上より、B及びCは何ら罪責を負わない。

以上